第1節　人口・居住環境・産業機能の状況

1．人口の状況

（1）首都圏の人口推移

首都圏の総人口は、昭和50(1975)年以降一貫して増加していたが、令和２(2020)年をピークに減少に転じ、令和５(2023)年も引き続き減少傾向となっている（図表1-1)。全国及び首都圏の圏域別の人口の推移を見ると、令和３(2021)年は全ての圏域で減少したが、東京都は令和４(2022)年に増加傾向に転じた。一方、近隣３県は引き続き減少傾向にあり、周辺４県は、平成13(2001)年をピークに減少が続いている。

人口動態を見ると、出生数から死亡数を引いた「自然増減」は、近年、全国及び首都圏の全圏域で減少が続いている。また、転入者数から転出者数を引いた「社会増減」は、首都圏では、新型コロナウイルス感染症（以下「新型感染症」という。）の拡大した令和２(2020)年以降、減少が続いていたが、令和５(2023)年には新型感染症拡大以前を上回っている。首都圏の圏域別に見ても、周辺４県を除いた圏域において同様の傾向である。

図表1-1　人口の推移（昭和50(1975)年～令和５(2023)年）

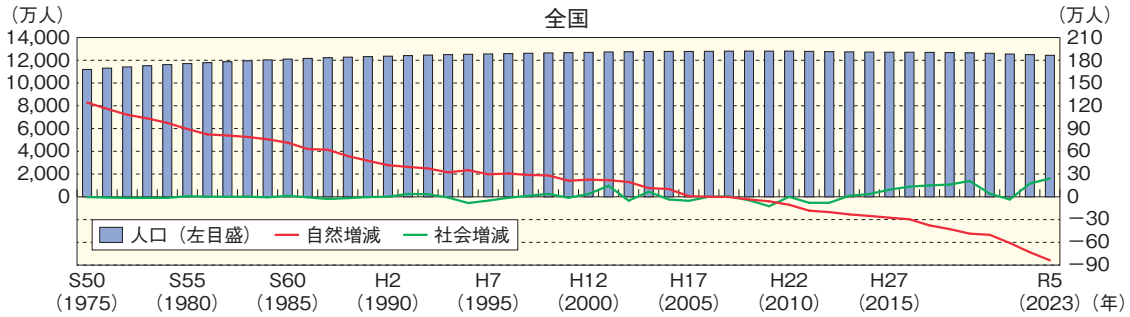

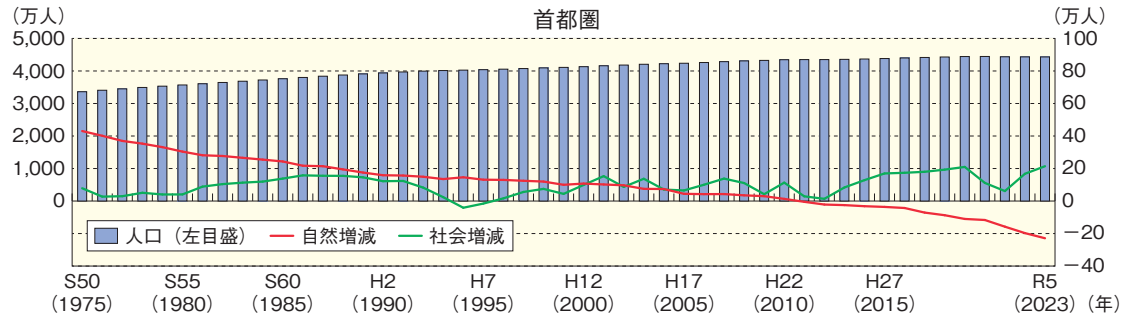

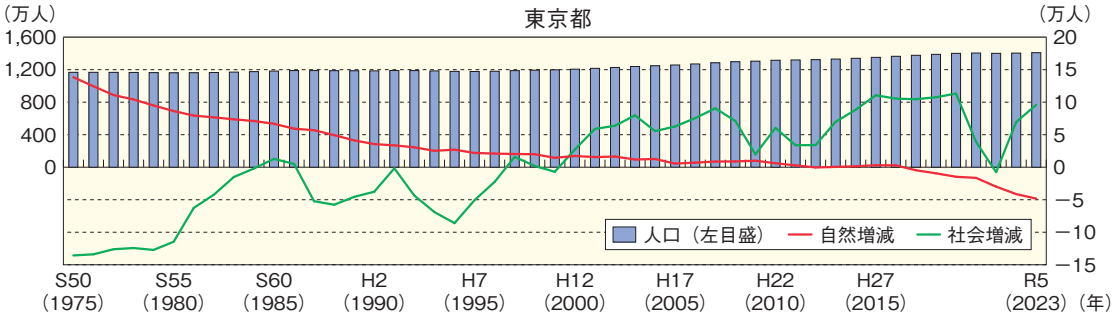

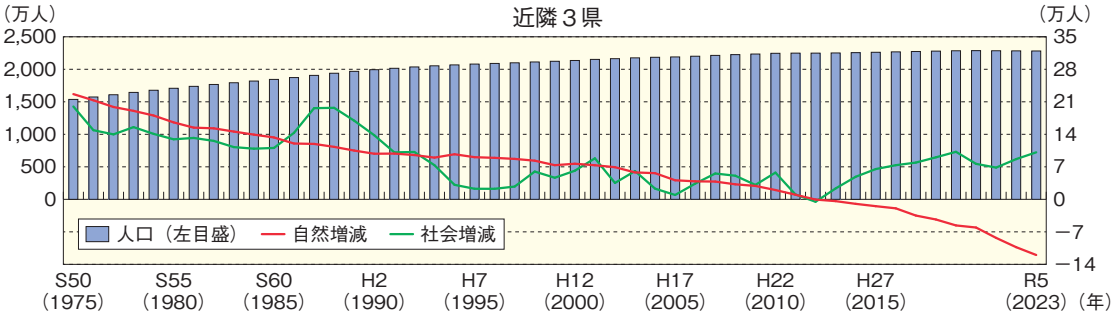

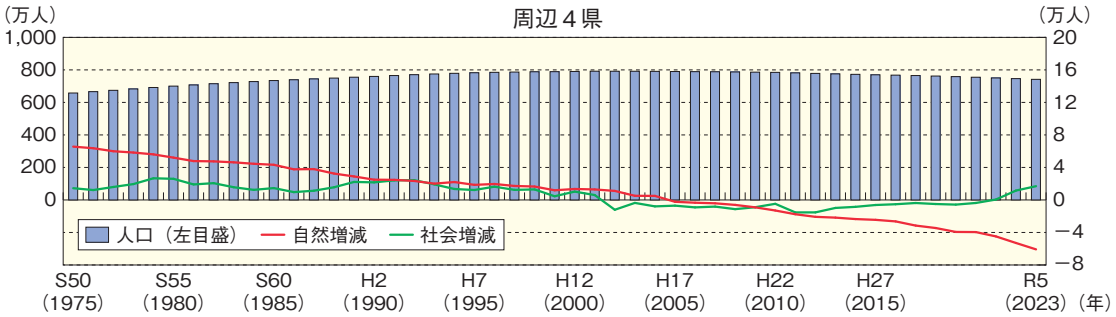

資料：「人口推計」（国勢調査実施年は国勢調査人口による）（総務省）を基に国土交通省国土政策局作成

（２）首都圏の年齢別構成

首都圏における人口の年齢別構成を見ると、全国と比較して15～64歳人口の割合が高く、65歳以上の高齢者人口の割合が低くなっている（図表1-2）。圏域別に見ると、東京都と近隣３県においてその傾向が強い一方、周辺４県においては、全国と比較しても、15～64歳人口の割合が低く、65歳以上の高齢者人口の割合が高い結果となっている。

図表1-2　人口の年齢別構成

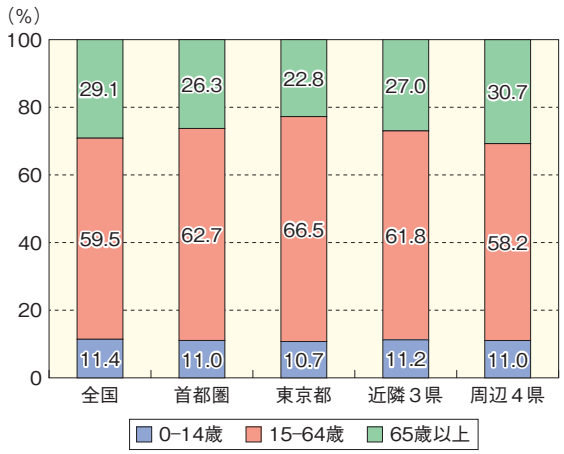

注１：令和５(2023)年10月１日現在
注２：年齢別人口の割合は不詳補完値により算出
資料：「人口推計」（総務省）を基に国土交通省国土政策局作成

（３）首都圏の将来推計人口の推移

首都圏の総人口は、令和２(2020)年をピークに減少に転じ、令和５(2023)年も引き続き減少傾向となっている（図表1-1）。

今後も、人口減少が続く見込みであり、さらに、生産年齢人口比率の低下と高齢化率の増加が進行することが予想されている（図表1-3）。

図表1-3　首都圏の将来推計人口の推移

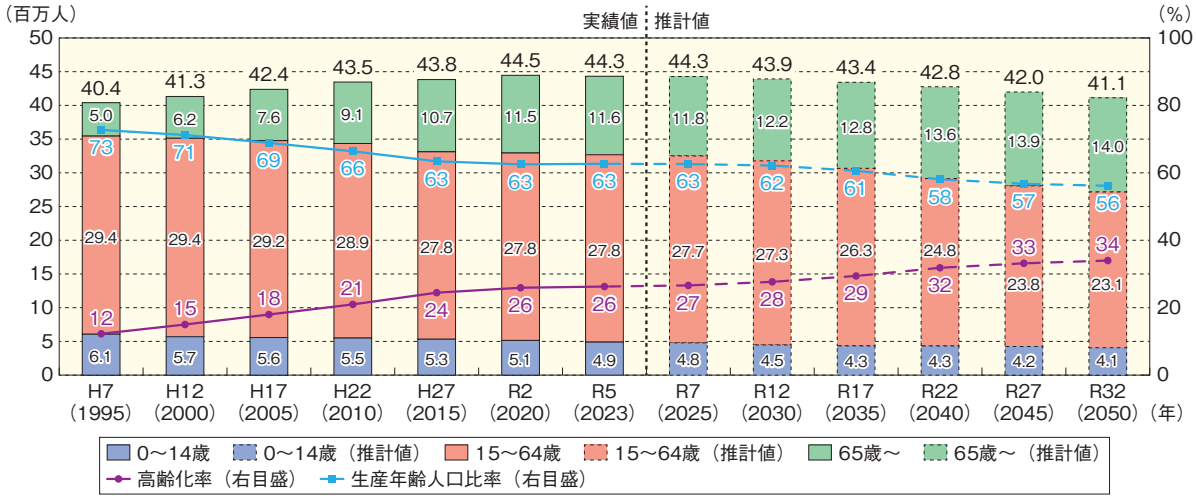

注　：H７～R２は「国勢調査」、R５は「人口推計」、R７～R32は「日本の地域別将来推計人口」による
資料：「国勢調査」（H７～H27は年齢不詳をあん分した人口、R２は不詳補完値による）（総務省）、「人口推計」（総務省）「日本の地域別将来推計人口（令和５(2023)年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）を基に国土交通省国土政策局作成

（４）首都圏の一般世帯数[1)]

首都圏の一般世帯数は、令和２(2020)年は2,047万世帯で増加傾向にあり、特に東京都及び近隣３県における増加率が高い（図表1-4）。一般世帯数のうち、単独世帯数は837万世帯で、単独世帯数に占める高齢単身世帯数の割合は、平成27(2015)年まで増加していたが、令和２(2020)年は横ばいとなっている。

1）以下のア、イ、ウのいずれかに該当するものであり、「施設等の世帯」以外の世帯をいう。なお、「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所等の入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者等から成る世帯をいう。
ア）住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含める。
イ）上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋等に下宿している単身者。
ウ）会社・団体・商店・官公庁等の寄宿舎、独身寮等に居住している単身者。

図表1-4　一般世帯数等の推移

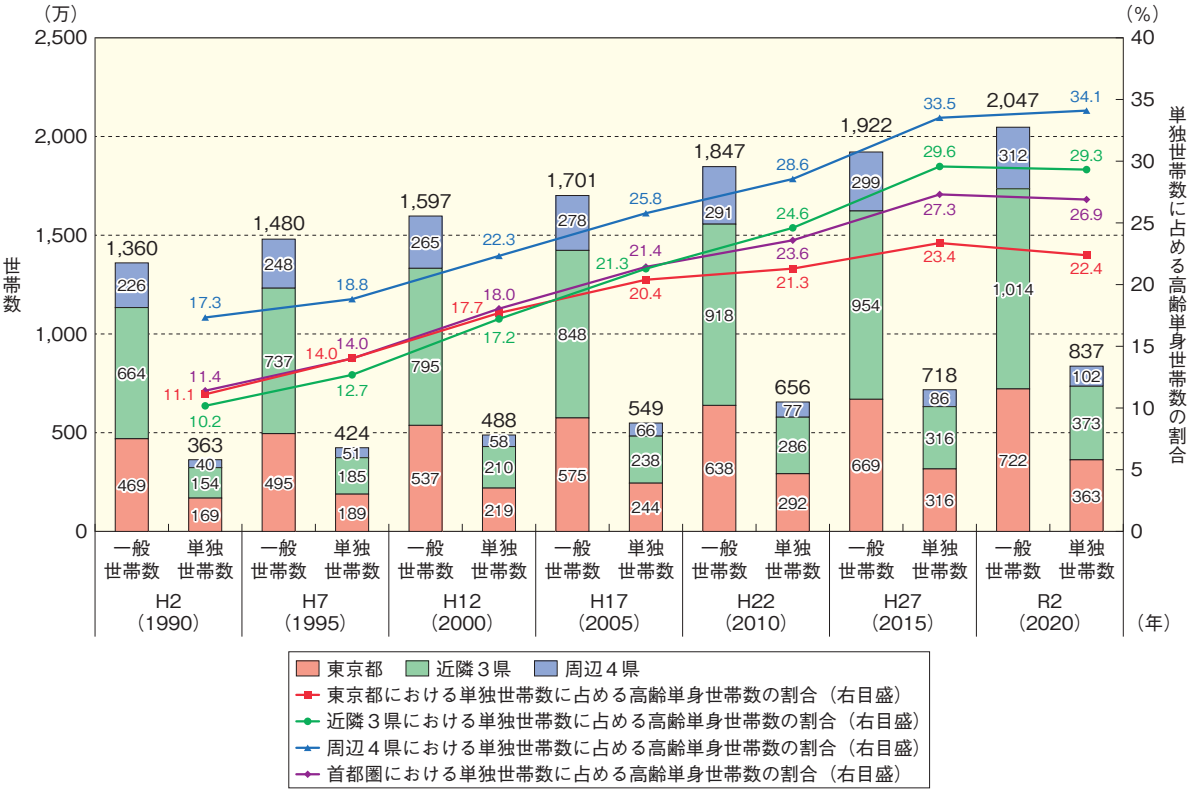

注１：各年10月１日現在
注２：「単独世帯数」は世帯主の年齢が不詳であるものを含む。
資料：「国勢調査」（総務省）を基に国土交通省国土政策局作成

（５）首都圏の少子化の状況

首都圏では、全国平均と比べて合計特殊出生率が低く、特に東京都は全国で最も低い（図表1-5）。首都圏での40歳時の未婚割合[2)]は全国平均と比べて高くなっており、男性は周辺４県で高く、女性は東京都で特に高くなっている（図表1-6）。

また、小学生の児童数について、東京都の小学生の児童数の推移をみると、平成26(2014)年以降は微増傾向であったが、令和５(2023)年は減少に転じた（図表1-7）。

2）40歳時の未婚割合は、35～39歳の未婚率と40～44歳の未婚率の平均として算出

図表1-5　合計特殊出生率（令和４(2022)年）

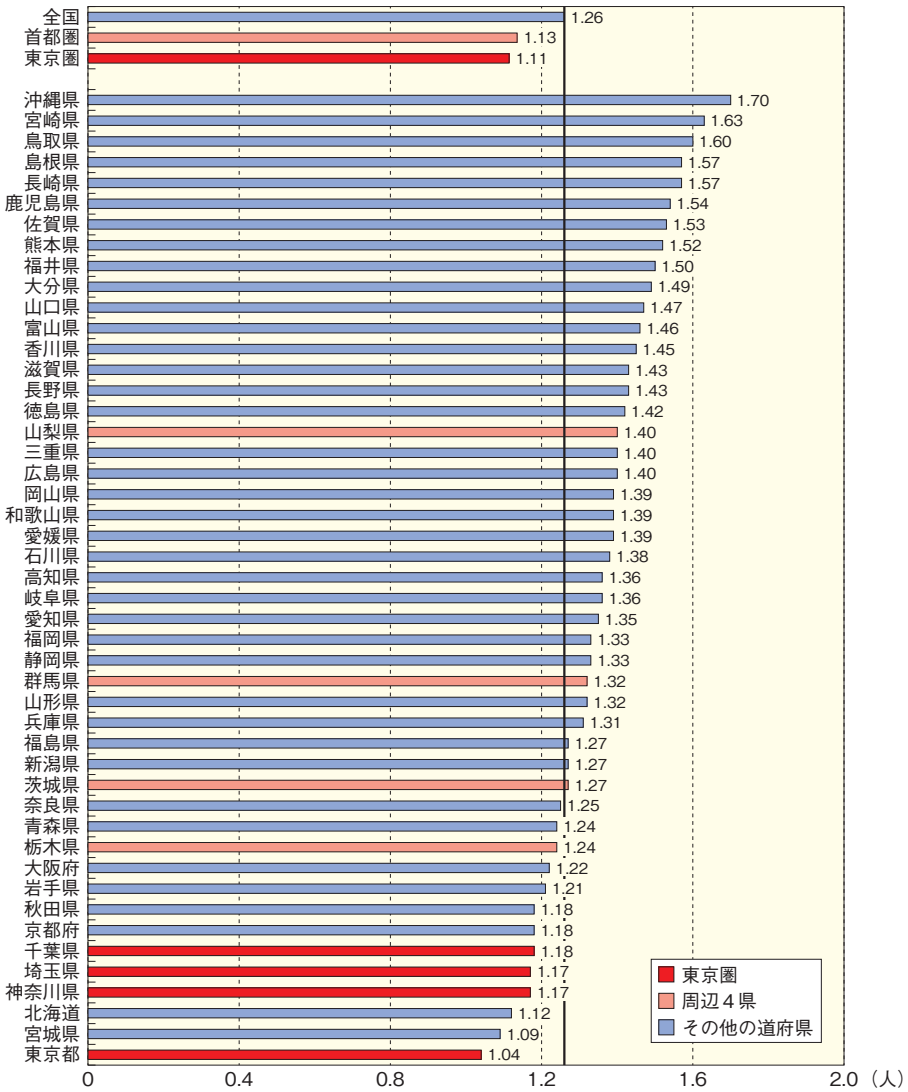

資料：「人口動態統計」（厚生労働省）、「人口推計」（総務省）を基に国土交通省国土政策局作成

図表1-6　40歳時の未婚割合（令和２(2020)年）

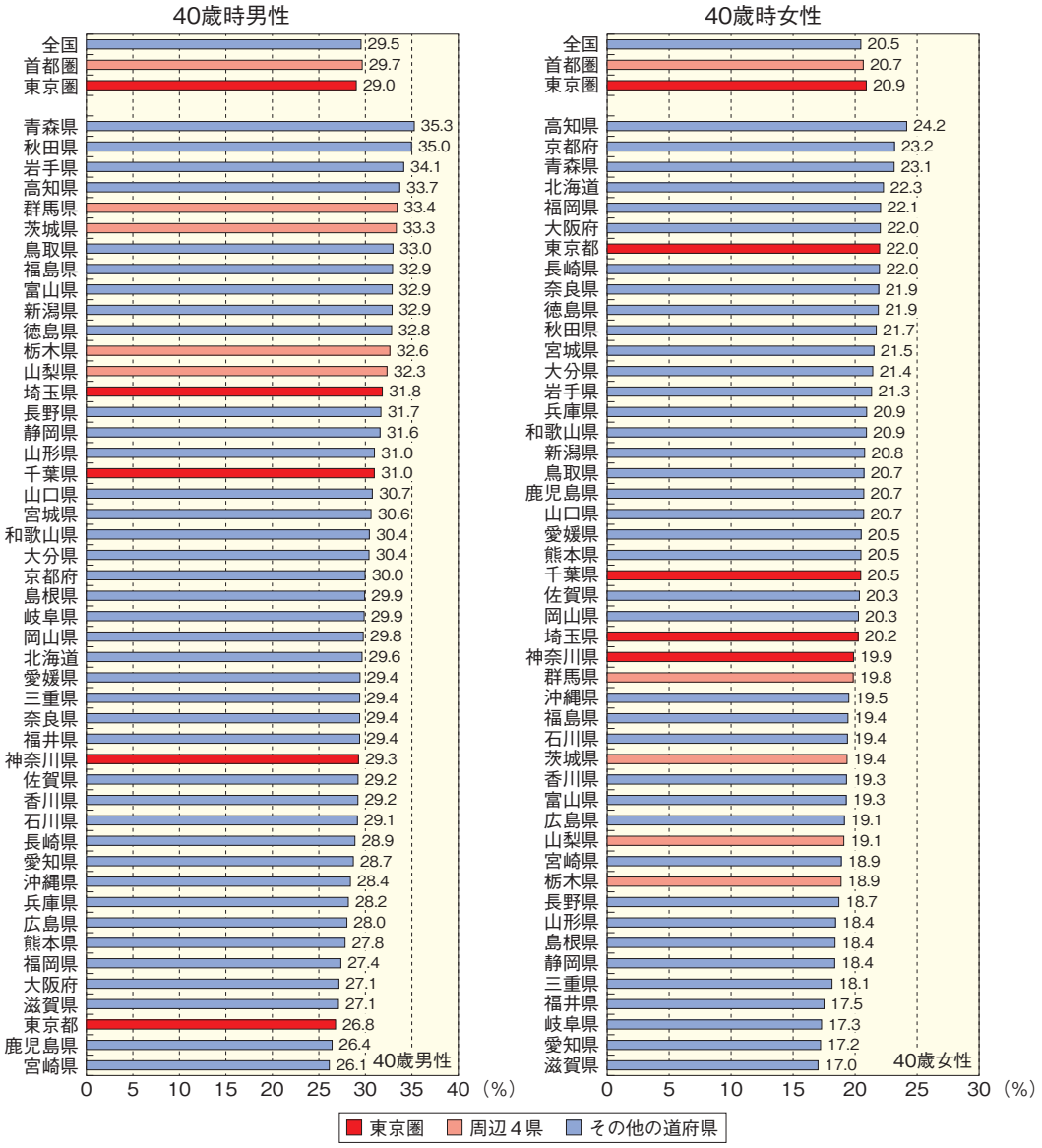

資料：「国勢調査」（総務省）を基に国土交通省国土政策局作成

図表1-7　東京都の小学生の児童数の推移

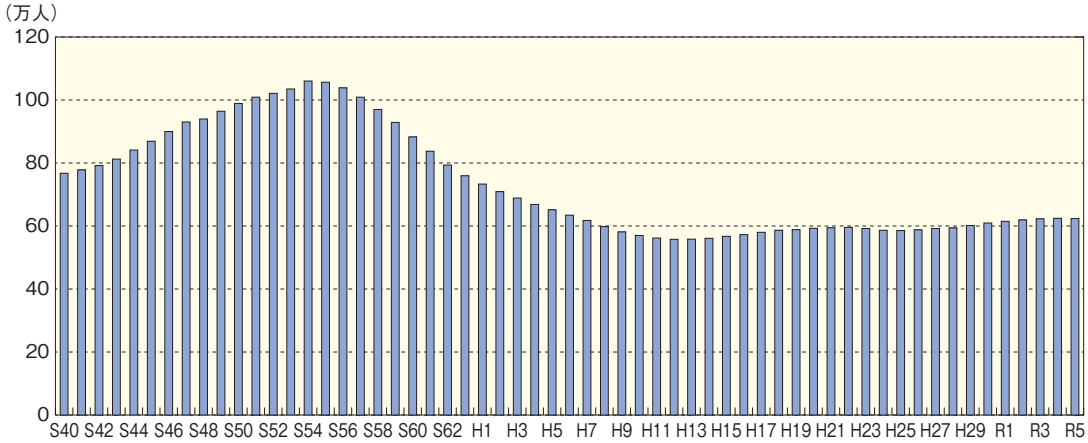

資料：「学校基本調査」（文部科学省）を基に国土交通省国土政策局作成

２．居住環境の状況

（１）住宅供給の状況

（距離別の住宅供給の状況）

東京70km圏内の市区町村（図表1-8）における平成２(1990)年から令和５(2023)年までの累計着工戸数は約1,301万戸となっており、一戸建の持家（戸建持家）又は分譲住宅（戸建分譲）の戸建型が全体の36％である一方、共同建の貸家（共同貸家）又は分譲住宅（共同分譲）の共同型が57％と、共同型の占める割合が大きい（図表1-9）。

また、距離圏別の住宅型ごとのシェアを見ると、中心に近づくほど共同分譲や共同貸家のシェアが大きくなる一方、中心から遠ざかるほど戸建持家のシェアが大きくなる傾向にあり、令和５(2023)年では、10km圏における着工戸数の25.9％が共同分譲、60.5％が共同貸家となっている（図表1-10）。

図表1-8　東京70km圏内の市区町村

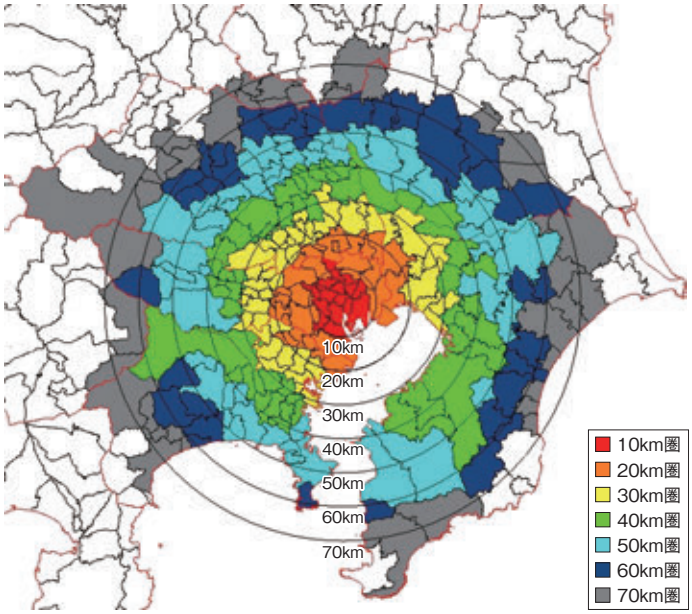

資料：国土交通省

図表1-9　東京70km圏内の市区町村における利用関係・建て方別の累計住宅着工戸数（平成２(1990)年～令和５(2023)年の累計）

単位（千戸）

	一戸建	長屋建	共同建	合計
持家	2,808	26	41	2,875
貸家	73	588	4,617	5,278
給与住宅	12	6	135	152
分譲住宅	1,919	15	2,769	4,703
合計	4,812	635	7,562	13,008

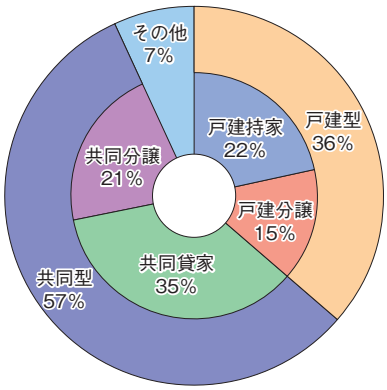

注１：「給与住宅」とは、会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するものをいう。
注２：着色部を、右図中の「その他」の住宅型に分類した。
注３：内訳の合計が一致しないのは、四捨五入の関係による。
資料：「建築着工統計調査」（国土交通省）を基に国土交通省国土政策局作成

図表1-10　距離圏別の住宅型ごとの着工戸数シェア（令和５(2023)年）

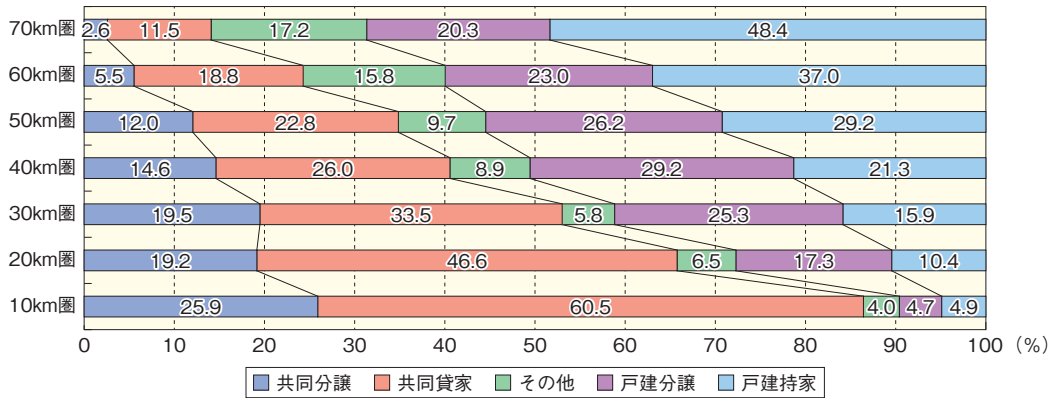

注　：内訳の合計が100%とならないのは、四捨五入の関係による。
資料：「建築着工統計調査」（国土交通省）を基に国土交通省国土政策局作成

（住宅床面積の変化）

近年の首都圏の一戸当たりの住宅床面積を見ると、戸建持家は、20km～70km圏域では概ね減少傾向、戸建分譲は、中心から遠ざかるほど減少の傾向が強くなっている。また、共同分譲は、平成25(2013)年と比較して全圏域において減少しており、特に20km～60km圏域では、10%以上減少している。共同貸家は、全圏域で他の住宅型に比べて住宅床面積は最も小さく、令和５(2023)年は45㎡/戸程度となっている（図表1-11）。

図表1-11　距離圏別の住宅型ごとの住宅一戸当たり床面積の推移

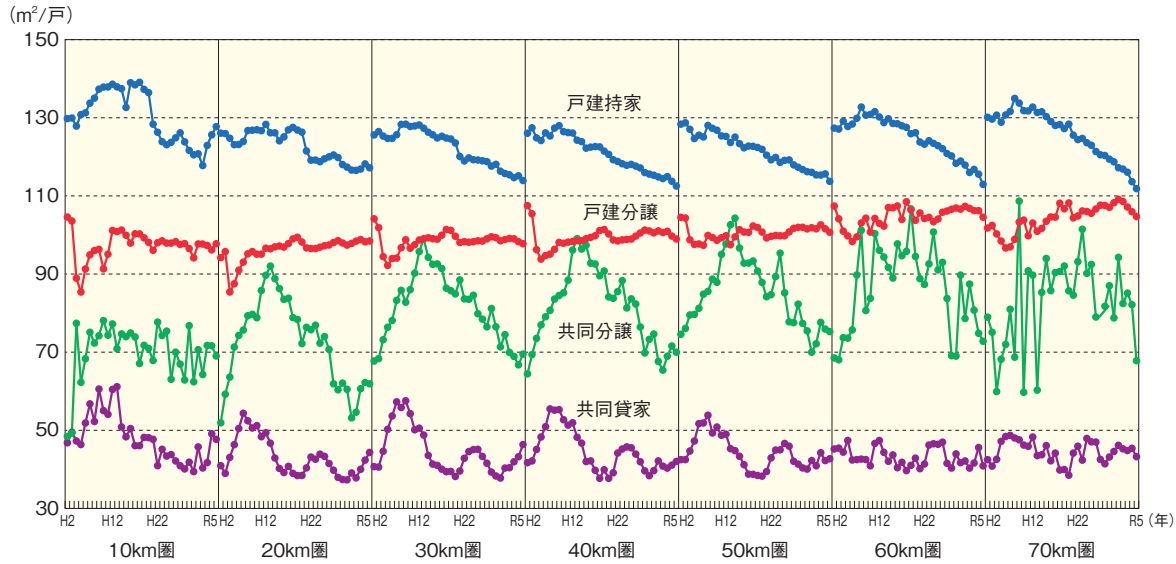

資料：「建築着工統計調査」（国土交通省）を基に国土交通省国土政策局作成

（分譲マンションの供給動向）

東京圏における分譲マンションの供給動向は、平成25(2013)年以降、概ね減少傾向が続いており、令和５(2023)年は前年比で約2.7千戸減少し、26.9千戸であった（図表1-12）。

図表1-12　東京圏における分譲マンション供給戸数の推移

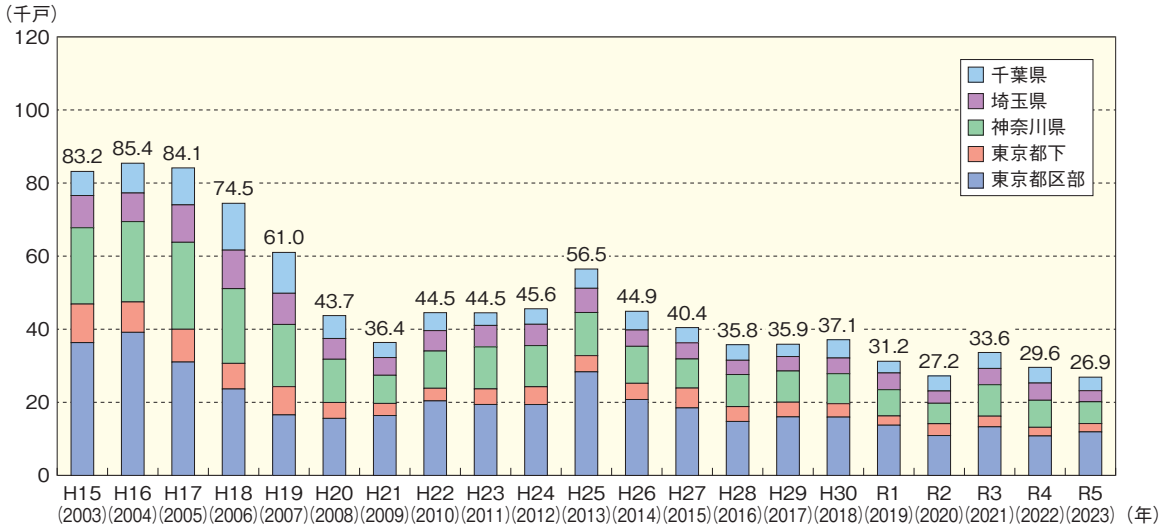

資料：株式会社不動産経済研究所資料（https://www.fudousankeizai.co.jp/mansion）を基に国土交通省国土政策局作成

東京圏・東京都区部における分譲マンションの平均販売価格・平均住戸面積の推移を見ると、令和５(2023)年における東京都区部の平均販売価格は前年を大幅に上回り、平均住戸面積は前年を上回った。また、東京圏の平均販売価格は前年より大幅に上昇したが、平均住戸面積は前年より僅かに減少した（図表1-13）。

図表1-13　東京圏・東京都区部の分譲マンション平均販売価格・平均住戸面積の推移

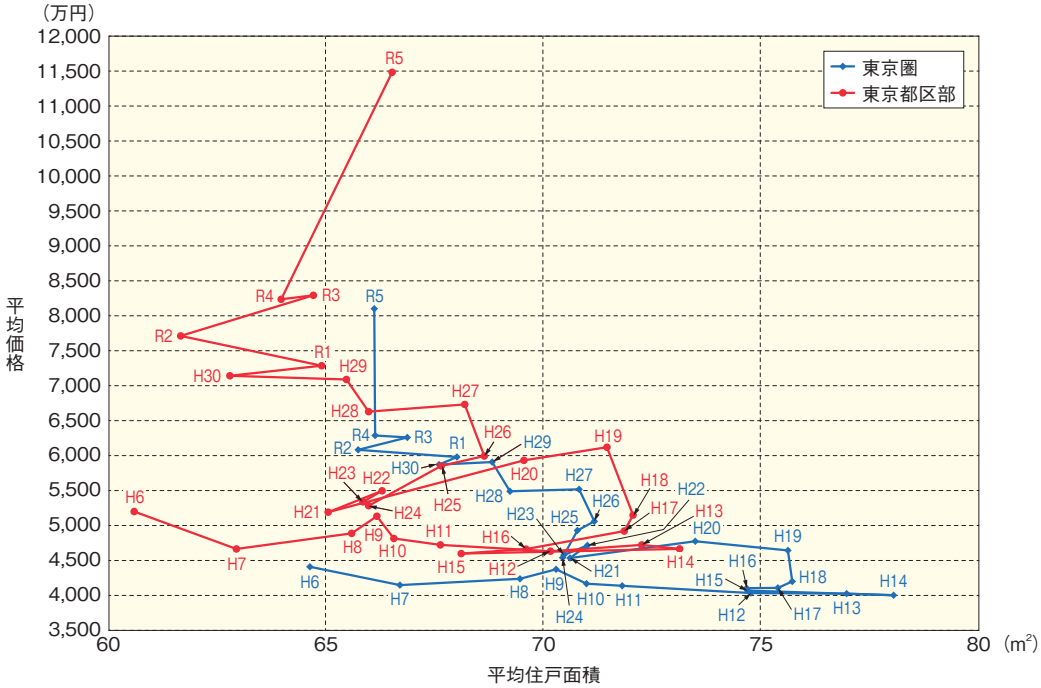

資料：「CRI」（株式会社長谷工総合研究所）を基に国土交通省国土政策局作成

また、今後、建築後相当の年数を経た分譲マンション等の急増が見込まれる中、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）を活用した建替え事業は、首都圏で令和５(2023)年３月までに114件の実績となっている。

維持管理の適正化に当たっては、改正されたマンションの管理の適正化の推進に関する法律

（平成12年法律第149号）が令和４(2022)年４月に施行された。令和４(2022)年12月末時点のマンション管理適正化推進計画の作成状況について、同年度末までに作成済み又は作成予定と回答した首都圏の地方公共団体は、８都県及び154市区となっている。

また、東京都では、分譲マンションの管理不全を予防し適正な管理を促進するため、令和２(2020)年４月から「管理状況届出制度」を開始しており、届出義務のあるマンションの管理組合からの届出数は、令和５(2023)年３月末時点で約10,440件（約91％）となっている。

（高齢者向け住宅の供給状況）

高齢化が急速に進む中で、高齢の単身者や夫婦のみの世帯の居住の安定を確保することが重要な課題となっている。バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給も進められ、首都圏の登録状況は増加傾向にあり、令和６(2024)年３月末時点で2,296棟、83,644戸が登録されている（図表1-14）。

図表1-14　サービス付き高齢者向け住宅の登録状況の推移

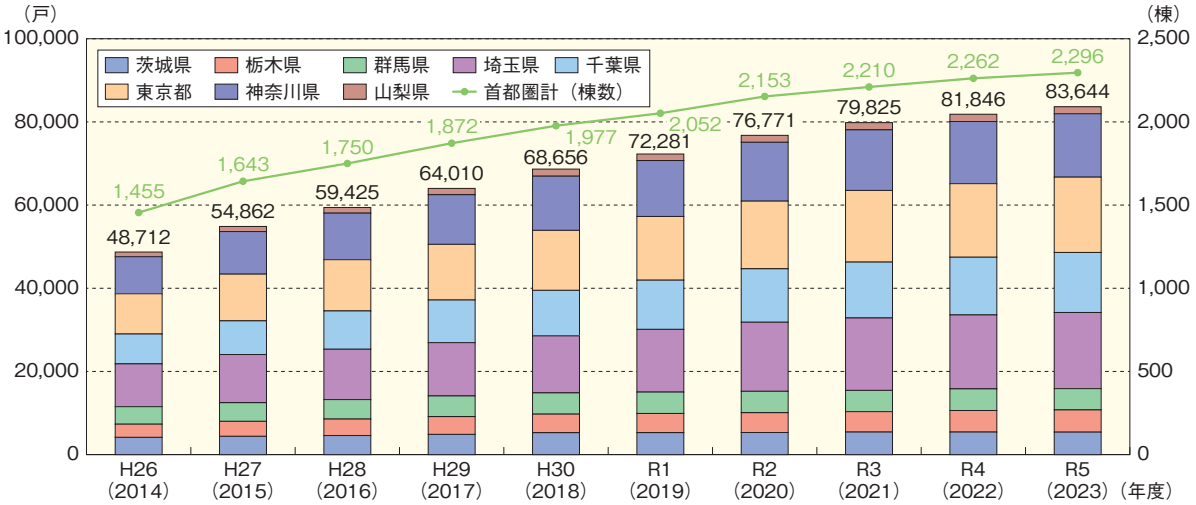

資料：「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」（一般社団法人高齢者住宅協会）を基に国土交通省国土政策局作成

（２）居住環境の整備

（良好な都市景観の創出）

良好な景観形成への取組を総合的かつ体系的に推進するため制定された景観法（平成16年法律第110号）においては、景観行政団体[3]が景観計画を策定することができるとされており、首都圏では、190の景観行政団体のうち165団体が景観計画を策定している（令和４(2022)年度末時点）。

令和５(2023)年度の都市景観大賞（主催「都市景観の日」実行委員会）では、公共的空間と建物等が一体となって良質で優れた都市景観が形成され、市民に十分に活用されている地区を対象にした「都市空間部門」において、「流山おおたかの森駅前地区（千葉県流山市）」が優秀賞に選ばれた（図表1-15）。

3）政令指定都市・中核市及び都道府県と協議・同意した市町村。それ以外の地域では都道府県。

図表1-15　流山おおたかの森駅前地区の概要

流山おおたかの森は、2005年のつくばエクスプレス開業をきっかけに急速に発展した若い街である。当地区において、流山市と東神開発は、2007年の「流山おおたかの森Ｓ・Ｃ（ながれやまおおたかのもりショッピングセンター）」開業以降、多くの官民連携のまちづくりを実践している。

その特徴は、まちに点を打つように各事業を計画し、それらがまるで“しりとり”のように次事業へ影響しながら展開する、空間的にも時間的にもオープンエンドなまちづくりにある。

「木質・木調の外観デザイン」や「回遊性のある動線計画」、「地域性のある植栽計画」といった緩やかなコードが“しりとり”されることで各施設が自律しながらも共存可能な都市景観を形成している。

駅南口の最後の一区画であるFLAPS及び広場改修においても、上記のコードを引き受け、「木質の外部階段・デッキによる都市空間の回遊性向上」、「潜在植生による各階テラス・屋上の植栽計画」を施し、「山/谷」による新たな都市地形が実現した。

現在、ウォーカブル道路も計画が進んでおり、点在する施設群を回遊する動線の誕生で、さらなる賑わいが生まれることを目指している。

芝生広場から「FLAPS」をみる。北側の広場にも日差しを届けるセットバックした「山」型の建築形状により、明るいひだまりの広場が実現された。

資料：令和５年度都市景観大賞受賞概要　都市空間部門（「都市景観の日」実行委員会）

（教育・文化施設の整備）

学校は、児童生徒等の学習・生活の場であり、生涯学習活動や高齢者をはじめとする地域住民の交流など多様な活動の拠点であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たしている。このため、新しい時代の学びを実現する学校施設の整備を推進するとともに、学校施設の耐震化や長寿命化の取組が推進されている。

また、人口減少等に伴う社会の要請の変化や多様なニーズに対応するため、地域の歴史や特色を活かした公民館、図書館、博物館等の機能強化・多様化や効果的な活用のあり方が検討されている。

（保健・医療・福祉施設の整備）

首都圏における医療施設について、人口10万人当たりで見ると、令和４(2022)年の施設数は144箇所となっており、全国平均の145箇所とほぼ同水準となっている一方、病院病床数では919床と全国平均の1,195床を大きく下回っており、特に、東京都は892床、近隣３県は860床とその傾向が顕著である（「医療施設調査」（厚生労働省））。

同様に首都圏における社会福祉施設等については、人口10万人当たりで見ると、令和４(2022)年の57箇所、定員数は3,137人と、全国平均の67箇所、3,533人を下回っている。そのうち老人福祉施設については、65歳以上人口10万人当たりで見ると、全国平均の14箇所、433人に対し、首都圏は11箇所、264人と大きく下回っている（「社会福祉施設等調査」（厚生労働省）、「人口推計」（総務省）を基に国土交通省国土政策局算出）。

（３）再開発等の推進

都市における土地の合理的かつ健全な高度利用や公共施設の整備改善等を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の事業が進められている。平成30(2018)年度から令和４(2022)年度の５年間の推移を見ると、首都圏において土地区画整理事業地区数（施行済みの地区を含む。）は約2.0％増加し、市街地再開発事業地区数（施行済みの地区を含む。）は約19％増加している（図表1-16）。

図表1-16　再開発等事業地区数推移

	土地区画整理事業		市街地再開発事業	
	平成30(2018)年度	令和４(2022)年度	平成30(2018)年度	令和４(2022)年度
首都圏計	2,990	3,050	443	528
東京都	464	480	239	270
近隣３県	1,626	1,654	160	209
周辺４県	900	916	44	49

注　：各年度における調査時点は３月31日現在のもの。
資料：「都市計画現況調査」（国土交通省）を基に国土交通省国土政策局作成

今後のまちづくりにおいては、人口の急激な減少と高齢化を考慮し、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通を活用してこれらの生活利便施設等にアクセスできるようにする「コンパクト＋ネットワーク」の考え方が重要となる。このため、平成26(2014)年に都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設された。令和５(2023)年12月末時点で、全国で537の市町村、首都圏では116の市町村が立地適正化計画を作成・公表している（図表1-17）。

図表1-17　首都圏の立地適正化計画作成市町村（令和５(2023)年12月末）

茨城県	31	水戸市・日立市・土浦市・古河市・石岡市・結城市・龍ケ崎市・下妻市・常総市・常陸太田市・高萩市・笠間市・取手市・牛久市・つくば市・ひたちなか市・守谷市・常陸大宮市・那珂市・坂東市・かすみがうら市・神栖市・鉾田市・つくばみらい市・小美玉市・茨城町・大洗町・城里町・東海村・阿見町・境町
栃木県	15	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市・大田原市・矢板市・那須塩原市・下野市・益子町・茂木町・芳賀町
群馬県	13	前橋市・高崎市・桐生市・伊勢崎市・太田市・館林市・渋川市・藤岡市・富岡市・吉岡町・明和町・千代田町・邑楽町
埼玉県	25	川越市・熊谷市・秩父市・本庄市・東松山市・春日部市・深谷市・草加市・蕨市・戸田市・朝霞市・志木市・蓮田市・坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・白岡市・毛呂山町・越生町・小川町・鳩山町・上里町・寄居町・宮代町・杉戸町
千葉県	12	千葉市・木更津市・松戸市・成田市・佐倉市・習志野市・柏市・市原市・流山市・君津市・酒々井町・栄町
東京都	4	八王子市・調布市・福生市・狛江市
神奈川県	12	相模原市・横須賀市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・秦野市・厚木市・大和市・伊勢原市・海老名市・南足柄市・松田町
山梨県	4	甲府市・山梨市・大月市・上野原市
合計	116	

資料：国土交通省

３．産業機能の状況

（１）首都圏の経済状況

首都圏における県内総生産（名目）の合計は、平成23(2011)年度以降は概ね増加傾向にあるが、令和２(2020)年度は新型感染症の影響により減少し、いずれの圏域においても同様の傾向が見られる（図表1-18）。

図表1-18　県内総生産（名目）と全国シェア

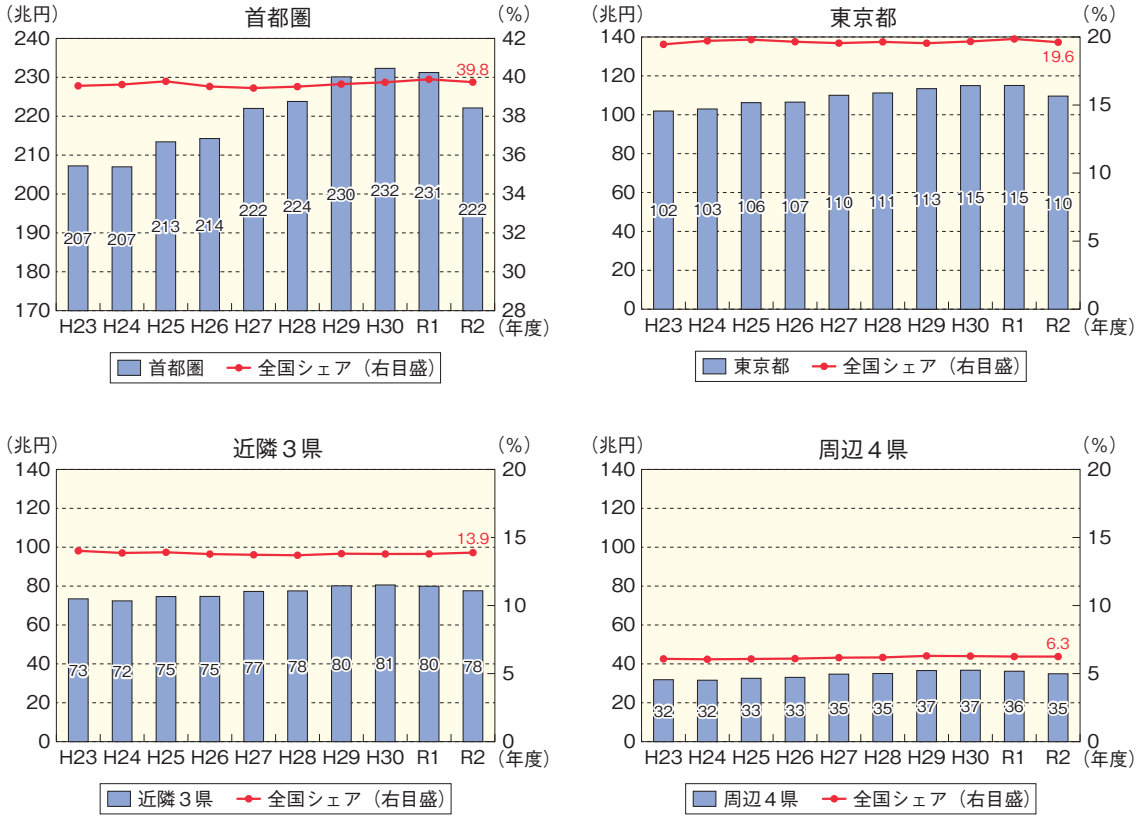

資料：「県民経済計算」（内閣府）を基に国土交通省国土政策局作成

また、全国各都道府県の県内総生産（名目）の合計に対する首都圏のシェアは39.8％を占めており、特に東京都の割合が高く、首都圏のシェアの約半分を占めている。

人口一人当たりの県内総生産（実質）の都道府県別の順位（令和２(2020)年度）を見ると、全国１位は東京都（760.6万円/人）であり、２位の愛知県（524.0万円/人）と比較しても、約1.5倍の高い水準にある（図表1-19）。一方、平成27(2015)年度から令和２(2020)年度までの間における東京都の人口増加率は全国１位と高いものの、県内総生産（実質）の成長率は29位、人口１人当たりの県民所得の伸び率は46位であり、人口増加に比べて経済成長は低い水準にある。

図表1-19　都道府県別１人当たり県内総生産（実質）、人口増加率、県内総生産（実質）成長率、１人当たり県民所得伸び率

１人当たり県内総生産（実質）（2020）（万円/人）			県内人口増加率（2015→2020）			県内総生産（実質）の成長率（2015→2020）			１人当たり県民所得の伸び率（2015→2020）		
1	東京都	760.6	1	東京都	3.9%	1	滋賀県	7.9%	1	山形県	7.7%
2	愛知県	524.0	2	沖縄県	2.4%	2	山形県	5.6%	2	山梨県	5.6%
3	滋賀県	480.9	3	神奈川県	1.2%	3	山梨県	4.9%	3	秋田県	5.2%
4	三重県	472.5	4	埼玉県	1.1%	4	福井県	4.3%	4	熊本県	2.8%
5	茨城県	471.9	5	千葉県	1.0%	5	三重県	4.1%	5	福井県	2.7%
	⋮			⋮			⋮			⋮	
						29	東京都	−3.0%	46	東京都	−10.7%
							⋮				
	全国	435.0		全国	−0.7%		全国	−2.6%		全国	−4.6%

資料：「県民経済計算」（内閣府）を基に国土交通省国土政策局作成

（２）首都圏のビジネス環境等

（オフィスの需給動向）

東京都区部の賃貸オフィスビルの空室率を見ると、令和元(2019)年までは企業の業績回復等に伴い低下する傾向にあった（図表1-20）。特に平成30(2018)年、令和元(2019)年は１％を切るなど非常に低い状況にあったが、新型感染症の感染拡大に伴うテレワーク拡大によるオフィス面積の見直し等の影響もあり、令和２(2020)年より上昇に転じ、令和５(2023)年は令和４(2022)年と同水準の4.7％となった。

図表1-20　東京都区部の賃貸オフィスビルの空室率の推移

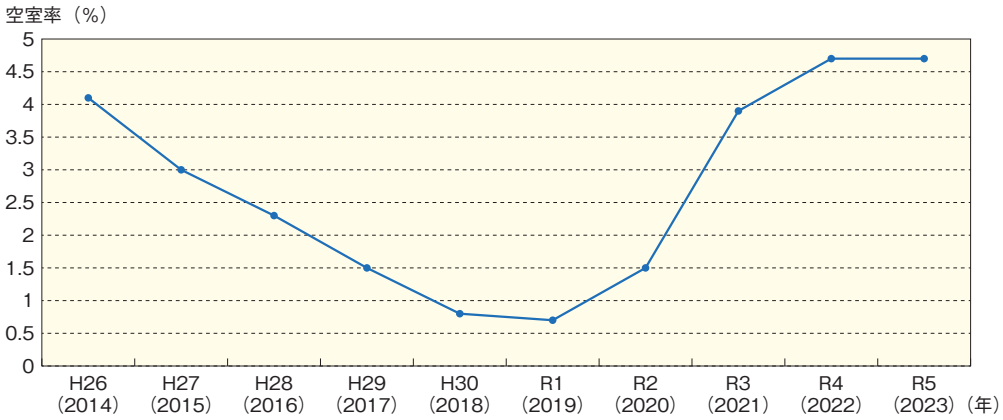

注　：各年第４四半期時点
資料：シービーアールイー株式会社資料を基に国土交通省国土政策局作成

（内国法人の立地状況）

資本金１億円以上の普通法人（内国法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人）のうち、公共法人、公益法人等、協同組合等、人格なき社団等以外の法人）の立地状況を見ると、首都圏が17,964社で全国（29,877社）の60.1％を占め、特に、東京都が14,495社と全国の48.5％を占めている（図表1-21）。また、資本金10億円超の普通法人の立地状況を見ると、首都圏が3,078社で全国（4,686社）の65.7％を占め、特に、東京都が2,665社と全国の56.9％を占めており、東

京都に立地が集中している状況がわかる。

図表1-21　普通法人数（令和３(2021)年度）

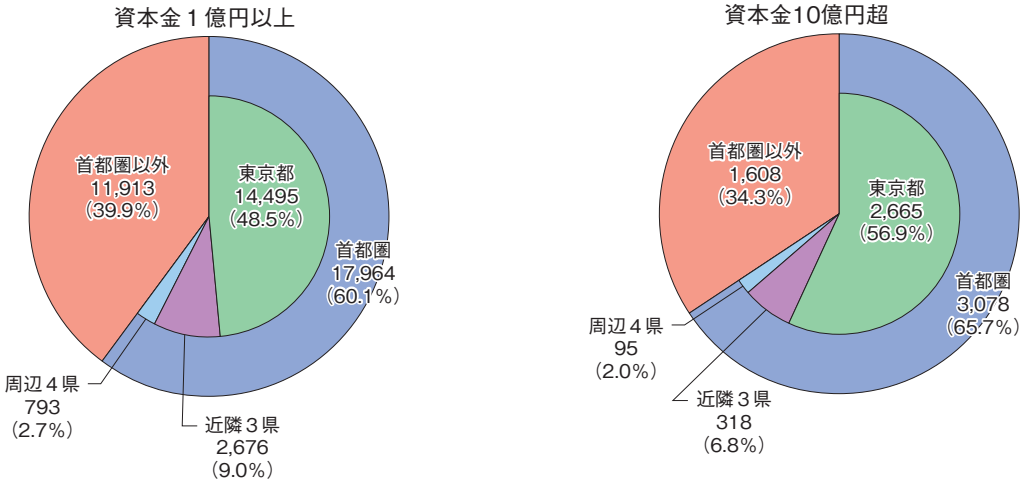

資料：「国税庁統計年報」（国税庁）を基に国土交通省国土政策局作成

（外資系企業の立地状況）

外資系企業の我が国における本社の立地状況を見ると、令和４(2022)年度末には全国の3,152社の約89％に当たる2,793社が首都圏に立地しており、高い割合を占めている（図表1-22）。このうち東京都が占める割合は非常に高く、首都圏に立地する外資系企業の約85％に当たる2,374社が東京都に所在している。

以上のように、内国法人、外資系企業ともに、その立地が東京都に集積している状況を踏まえ、平成27(2015)年度には、東京23区からの企業の本社機能の移転や、地方での企業の本社機能の拡充を促進する「地方拠点強化税制」が創設され、令和６(2024)年３月15日までに684件（内訳 移転型事業70件、拡充型事業614件）の事業が認定を受けている。本税制については、令和６(2024)年度税制改正において、制度の適用期限が令和８(2026)年３月末まで２年間延長されるとともに、適用要件の緩和等（子育て施設の対象への追加等）の拡充等が行われている。

図表1-22　外資系企業数の推移

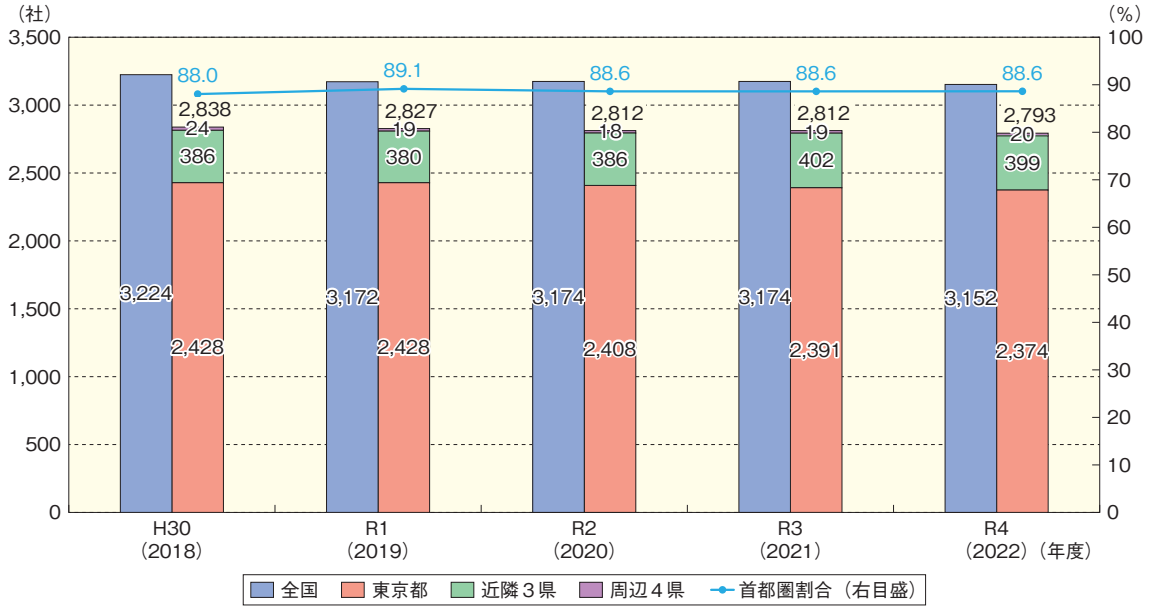

注　：数値は原則資本金5,000万円以上かつ外資の比率が49％以上の企業数
資料：「外資系企業総覧」（株式会社東洋経済新報社）を基に国土交通省国土政策局作成

（外国人労働者の動向）

首都圏における外国人労働者数は近年継続して増加している。令和５(2023)年には約99万人となっており、そのうち東京都が５割以上を占めている。また、全国の外国人労働者数のうち、首都圏の占める割合は、近年、５割程度で推移している（図表1-23）

図表1-23　外国人労働者数の推移

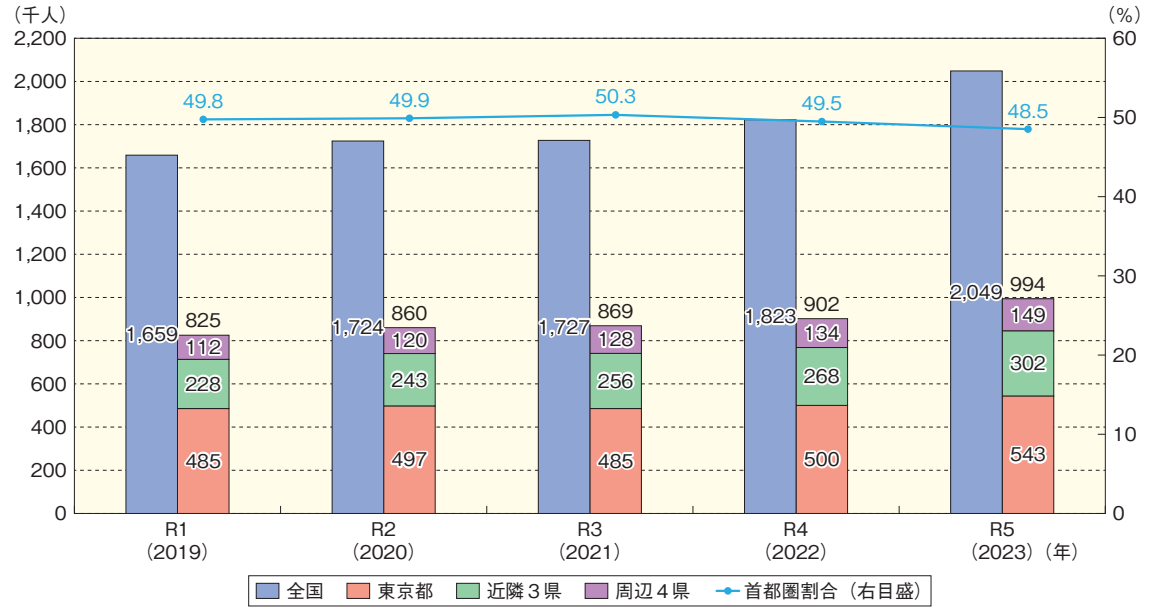

注　：各年の数値は10月末時点
資料：「「外国人雇用状況」の届出状況まとめ」（厚生労働省）を基に国土交通省国土政策局作成

（イノベーションの動向）

都市のイノベーション創出環境に関する指標と考えられるスタートアップ企業の資金調達状況を見ると、東京都の企業の状況は令和４(2022)年までは概ね増加傾向にあったが、令和５

(2023)年は前年から減少し、調達額は5,945億円となっている（図表1-24)。なお、全国に占める割合は東京都の企業が約８割を占めている。

図表1-24　スタートアップ企業の資金調達金額及び全国の１企業当たりの資金調達金額の推移

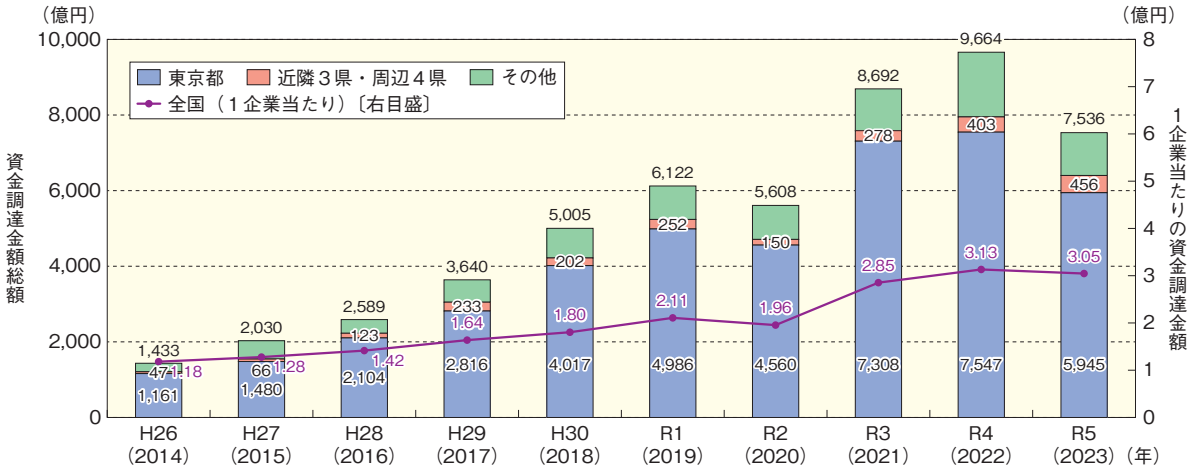

注１：各年の値は、集計時点（令和６年１月23日）までに観測されたものが対象
注２：データの特性上、調査進行により過去含めて数値が変動する。調査進行による影響は金額が小さい案件ほど受けやすく、直近年ほど受けやすい。
資料：INITIAL、「2023年Japan Startup Finance―国内スタートアップ資金調達動向決定版―」を基に国土交通省国土政策局作成

（国際会議の開催状況）

国際会議の開催件数は、新型感染症の影響を受けて令和２(2020)年に全国的に大きく減少した。首都圏においても令和２(2020)年に大幅に減少しており、令和４(2022)年は前年から増加したものの、令和元(2019)年の２割程度に留まっている（図表1-25)。首都圏における国際会議の参加者数も令和２(2020)年は大幅に減少し、令和４(2022)年は前年から増加したが、令和元(2019)年の２割程度に留まっている（図表1-26)。

図表1-25　国際会議開催件数の推移

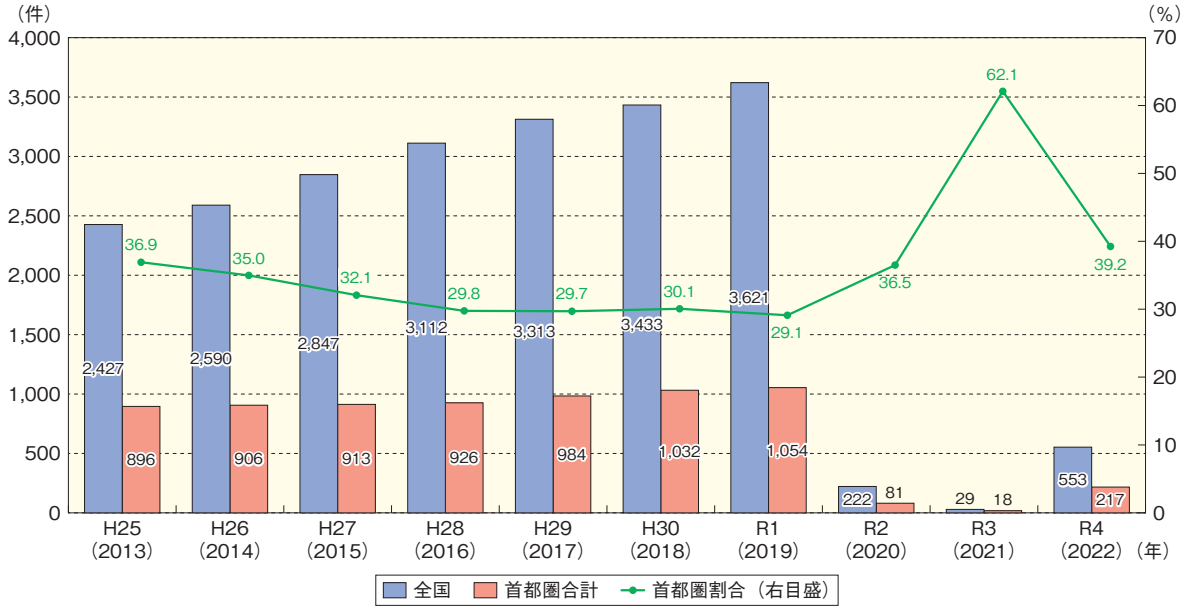

図表1-26　国際会議参加者内訳

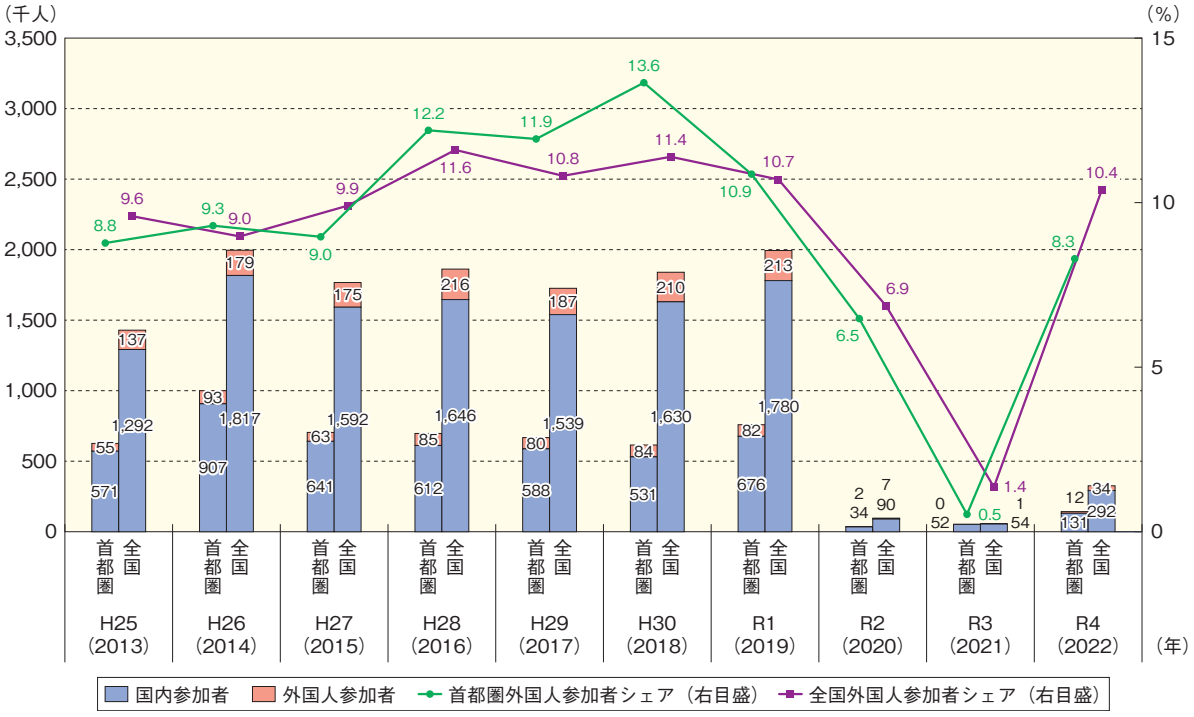

注１：国際会議の選定基準は、国際機関・国際団体（各国支部を含む）又は国家機関・国内団体（各々の定義が明確ではないため民間企業以外は全て）が主催する会議で参加者総数が50名以上、参加国が日本を含む３カ国以上及び開催期間が１日以上のものをいう。
注２：外国人参加者数には、会議出席を目的に来日した会議代表、オブザーバー、同伴家族を含む。
　　ただし、報道関係者、在日外国人（留学生を含む）は含めない。
注３：１つの会議が複数の都市にまたがって開催された場合、それぞれの都市に計上しているため、参加者数は、実際の参加者数の総数よりも多くなっている場合がある。
資料：「JNTO国際会議統計」（日本政府観光局）を基に国土交通省国土政策局作成

（大学・大学院の動向）

首都圏における大学・大学院の動向について見ると、令和５(2023)年度の大学・大学院数は274校となっている（図表1-27）。また、大学・大学院学生数は前年度から9,575人増となっており、特に東京都では8,000人以上増加している。

図表1-27　大学・大学院数及び学生数（令和５(2023)年度）

	大学・大学院数		大学・大学院学生数	
	実数（校）	対前年増減	実数（人）	対前年増減
全国	810	3	2,945,599	14,819
首都圏合計	274	3	1,302,756	9,575
茨城県	11	0	36,144	123
栃木県	9	0	23,251	196
群馬県	15	0	30,593	−310
埼玉県	28	1	112,757	−1,078
千葉県	27	0	119,099	−301
東京都	144	0	775,005	8,457
神奈川県	33	2	188,900	2,654
山梨県	7	0	17,007	−166

注１：「大学・大学院数」については、大学本部の所在地による。
注２：「大学・大学院学生数」については、在籍する学部・研究科等の所在地による。
資料：「学校基本調査報告書（高等教育機関）」（文部科学省）を基に国土交通省国土政策局作成

東京23区内の大学等の学生の収容定員増が進むと、東京一極集中の加速化等が懸念されることから、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号）に基づき、平成30(2018)年10月から令和10(2028)年３月までの間、東京23区内の大学等の学部等について、スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置等の例外的な場合を除き、学生の収容定員を増加させてはならないこととされている。

一方で、同法附則の規定に基づき見直しが行われ、令和５年６月には「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令」を一部改正し、東京23区内の定員増加抑制について、産業界からのニーズが極めて高い高度なデジタル人材を育成する情報系学部・学科に限定し、一定の要件のもと、限定的な例外措置が設けられた。

（３）首都圏における各産業の動向

（製造業の動向）

令和４(2022)年における首都圏の製造業の動向について見ると、事業所数は62,791件で全国の28.2％、従業者数は約199万人で全国の25.8％であり、それぞれの全国シェアは、首都圏の人口の全国シェア（35.5％）よりも、いずれも低い状況となっている（図表1-28）。ただし、周辺４県においては、事業所数、従業者数のいずれも、各県の人口の全国シェアを超える状況となっている。

図表1-28　製造業の事業所数等

	事業所数（R4）		従業者数（R4）		製造品出荷額等（R3）		人口（R4）	
	実数（件）	全国シェア（%）	実数（人）	全国シェア（%）	金額（百万円）	全国シェア（%）	実数（千人）	全国シェア（%）
全国	222,770	100.0	7,714,495	100.0	330,220,006	100.0	124,947	100.0
首都圏合計	62,791	28.2	1,993,160	25.8	85,705,890	26.0	44,337	35.5
茨城県	5,692	2.6	275,475	3.6	13,686,852	4.1	2,840	2.3
栃木県	4,838	2.2	200,176	2.6	8,576,125	2.6	1,909	1.5
群馬県	5,702	2.6	218,619	2.8	8,383,147	2.5	1,913	1.5
埼玉県	13,216	5.9	389,587	5.1	14,254,002	4.3	7,337	5.9
千葉県	5,914	2.7	208,423	2.7	13,096,789	4.0	6,266	5.0
東京都	15,416	6.9	268,401	3.5	7,622,691	2.3	14,038	11.2
神奈川県	9,915	4.5	358,626	4.6	17,375,178	5.3	9,232	7.4
山梨県	2,098	0.9	73,853	1.0	2,711,106	0.8	802	0.6

注１：個人経営を除く事業所
注２：事業所数、従業者数は令和４(2022)年６月１日時点、製造品出荷額等は令和３(2021)年１月～12月実績
注３：人口は令和４(2022)年10月１日時点
資料：「経済構造実態調査（製造業事業所調査）」（総務省・経済産業省）、「人口推計」（総務省）を基に国土交通省国土政策局作成

（第３次産業の動向）

首都圏の圏域総生産（名目）に占める第３次産業のシェアを見ると、令和２(2020)年度において全体の78.9％と大きなウエイトを占めている（図表1-29）。このうち、卸売・小売業が圏域総生産の15.1％を占めており、また、前年度と比較すると、不動産業、情報通信業などのシェアが増加している。

図表1-29　首都圏の圏域総生産（名目）における第３次産業のシェア

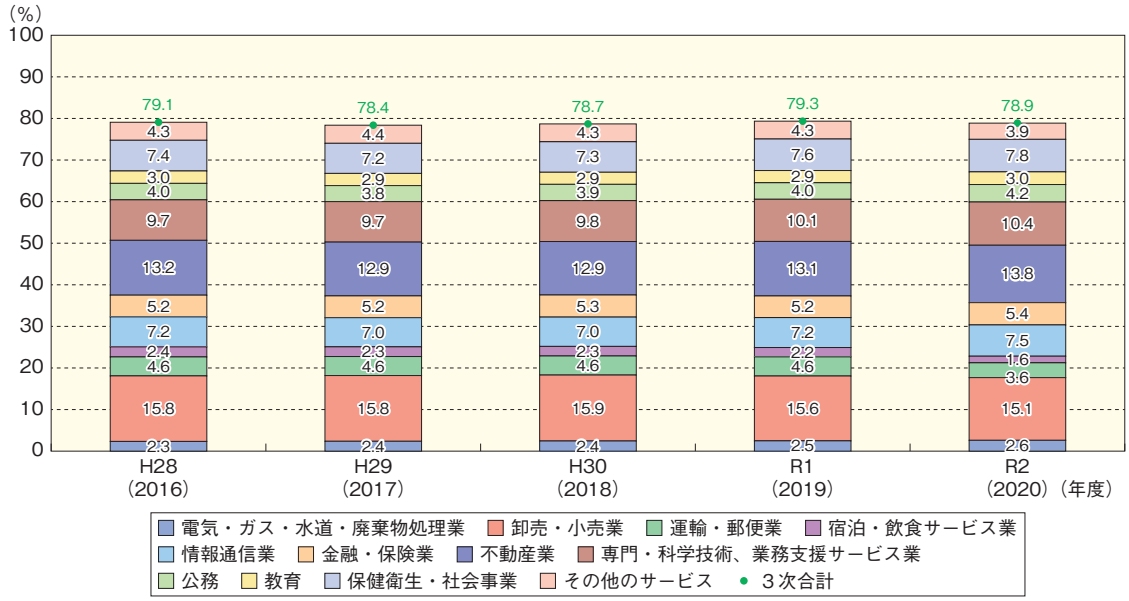

資料：「県民経済計算」（内閣府）を基に国土交通省国土政策局作成

（物流拠点の整備状況）

東京圏には、成田国際空港、東京国際空港（羽田空港）、京浜港など我が国を代表する広域物流拠点が存在している。後背圏には大きな人口・産業を抱えており、これらの広域物流拠点に加え、高規格道路をはじめとした道路網の沿線等では、大型マルチテナント型物流施設の整備も見られている。

東京圏を中心とした大型マルチテナント型物流施設では、電子商取引（EC）の需要が高ま

る中、令和２(2020)年の空室率は0.5％程度と低い状況にあったが、令和３(2021)年以降は、大型物件の竣工等により上昇に転じ、令和５(2023)年の第４四半期においては９％台となった（図表1-30）。

図表1-30　東京圏を中心とした大型マルチテナント型物流施設の空室率の推移

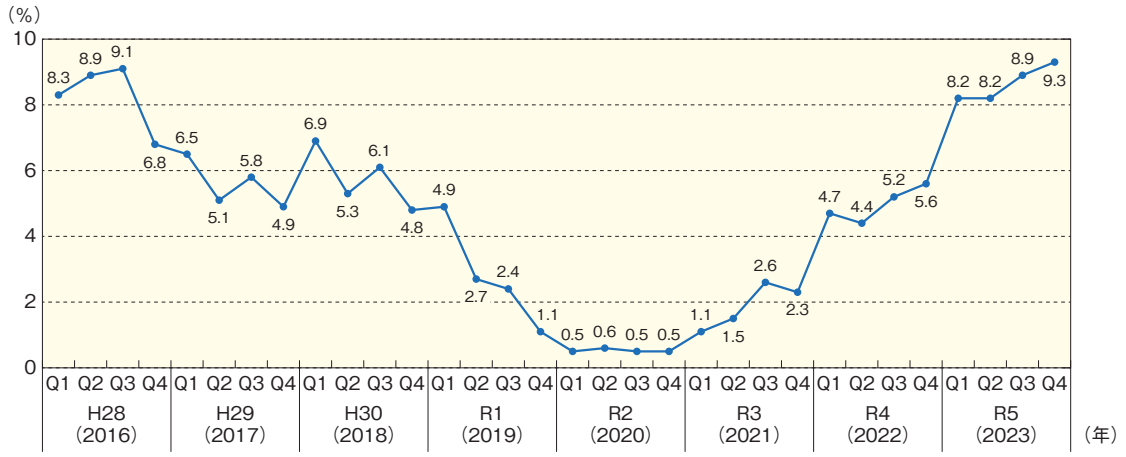

注１：Q1～Q4は各年４半期時点
注２：ここでいう東京圏は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、茨城県の１都４県
資料：シービーアールイー株式会社資料を基に国土交通省国土政策局作成

（農業の動向）

首都圏の農業は、世界最大規模の消費地に近いという優位性があり、令和４(2022)年において、茨城県は全国３位と、全国有数の農業産出額となっている。また、同年の首都圏全体の農業産出額は全国の約２割程度を占め（図表1-31）、野菜は、東京都中央卸売市場に集まる野菜総取扱高の約４割（令和５(2023)年）を産出しており、大消費地への新鮮で安全な農産物の供給という重要な役割を果たしている。しかしながら、都市化の影響を受け、耕地面積は漸減傾向にあり（図表1-32）、食料の安定供給に向けて限りある農地を有効に利用するため、荒廃農地の再生利用に向けた取組が実施されている。首都圏では、再生利用可能な荒廃農地が令和４(2022)年度は約2.1万haにのぼる中、2,264haの荒廃農地が再生利用されている[4)]。

図表1-31　農業産出額の推移

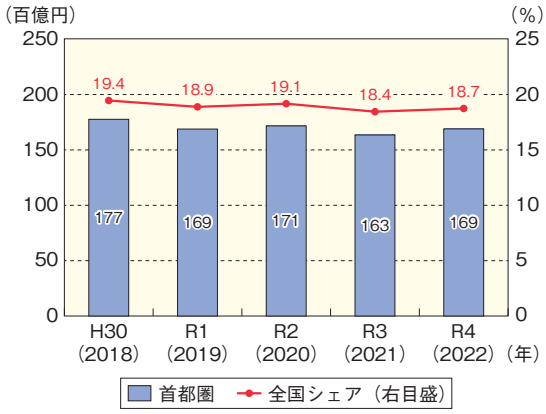

資料：「生産農業所得統計」（農林水産省）を基に国土交通省国土政策局作成

図表1-32　耕地面積の推移

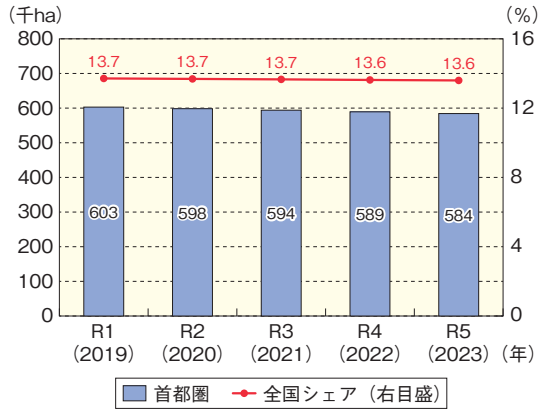

資料：「耕地及び作付面積統計」（農林水産省）を基に国土交通省国土政策局作成

4)「令和４年度の荒廃農地面積について」（農林水産省）を基に国土交通省国土政策局算出

（林業の動向）

首都圏の林業は、令和４(2022)年の林業産出額が約360億円で全国の約７％となっており、なかでも茨城県、栃木県、群馬県の３県で首都圏全体の約80％を産出している（図表1-33）。

首都圏では、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、山梨県において、森林の整備を主な目的とした各県独自の税制が導入されており、公益的機能を発揮する森づくり等が進められている。

図表1-33　林業産出額の推移

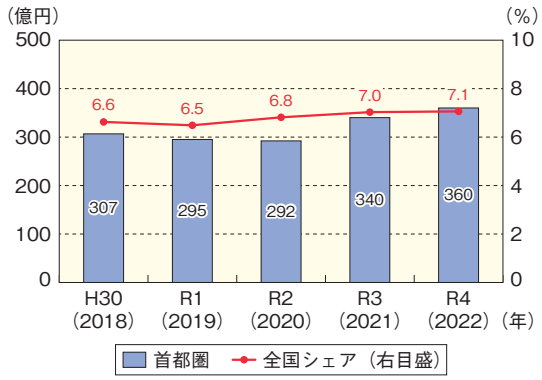

資料：「林業産出額」（農林水産省）を基に国土交通省国土政策局作成

（水産業の動向）

首都圏の水産業は、令和４(2022)年の漁業産出額（海面漁業・養殖業）が約703億円であり、前年に比べて約41億円の増加となっている[5)]。

（中央卸売市場の動向）

首都圏は、我が国最大の生鮮食料品等の消費地である。卸売市場は、消費者ニーズの多様化や大型需要者ニーズの増大等に応え、生鮮食料品等を安定的に供給していく役割を担っている。農林水産省は、改正された卸売市場法（昭和46年法律第35号）の施行（令和２(2020)年６月）にあわせて、同法に基づく新たな基本方針に即した生鮮食品等の公正な取引の場として、首都圏の16市場を中央卸売市場に認定し、各市場において流通の効率化や国内外の需要への対応等の観点から整備が進められている。

４．女性・高齢者等の社会への参加可能性を開花させる環境づくり

（１）女性の活躍の促進

我が国の女性の労働力率は、結婚・出産を機に減少する緩やかなM字カーブを描いていたが、近年は先進諸国で見られる台形に近づきつつある。関東甲信地方における令和５(2023)年の女性の労働力率は、平成26(2014)年と比べて全年齢階層で上昇しており、M字カーブの谷となる35～44歳の労働参加率も79.6％と上昇している（図表1-34）。また、国内では、女性の正規雇用率が20代後半から30代前半でピークを迎えた後、低下が見られるという課題もあり、関東甲信地方においても同様の傾向が見られている。

5)「令和４年漁業産出額」（農林水産省）を基に国土交通省国土政策局算定

図表1-34　関東甲信地方の年齢階層別の女性の労働力率及び正規雇用率

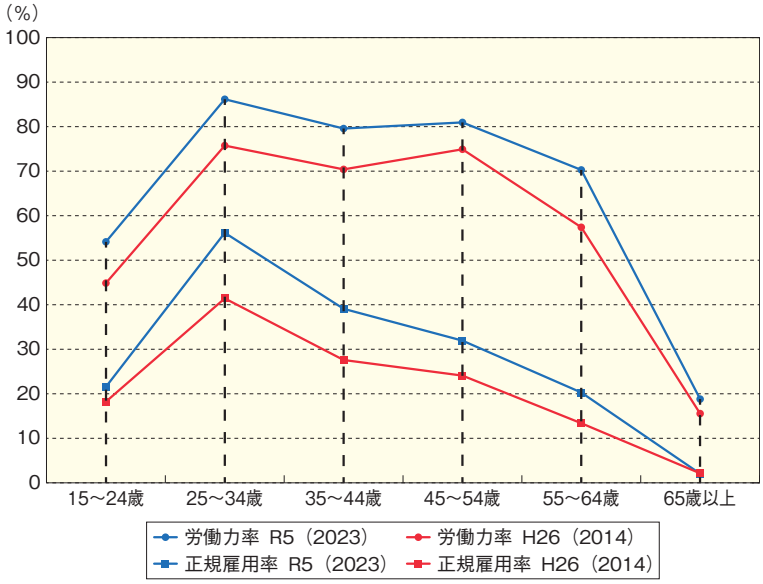

注　：関東甲信地方は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県を含む。
資料：「労働力調査」（総務省）を基に国土交通省国土政策局作成

一方、首都圏の令和５(2023)年の保育所等施設数は約1.4万箇所で、利用定員数は約99万人となっており、保育の受皿の整備が進んでいる（図表1-35）。また、令和５(2023)年の待機児童は、首都圏では約1.0千人と前年より減少しており、東京都では、平成31(2019)年から令和５(2023)年にかけて９割以上減少している（図表1-36）。

図表1-35　保育所等施設数及び利用定員数（各年４月１日時点）

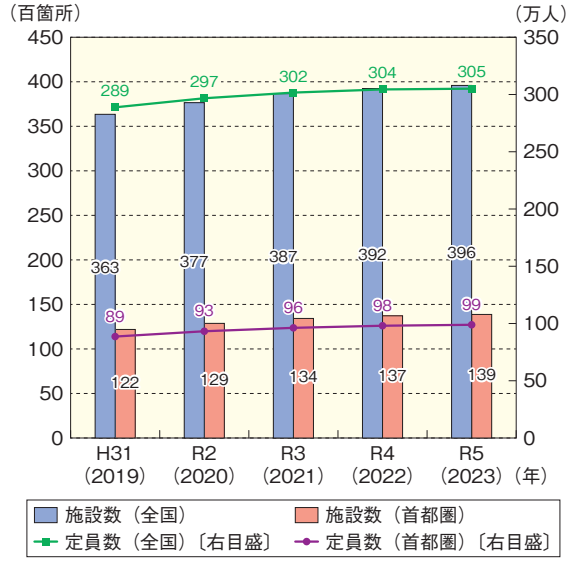

注　：定員数については、保育所、特定地域型保育事業、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園の利用定員を集計している。
資料：「保育所等関連状況取りまとめ」（こども家庭庁）を基に国土交通省国土政策局作成

図表1-36　待機児童数及び全国シェアの推移（各年４月１日時点）

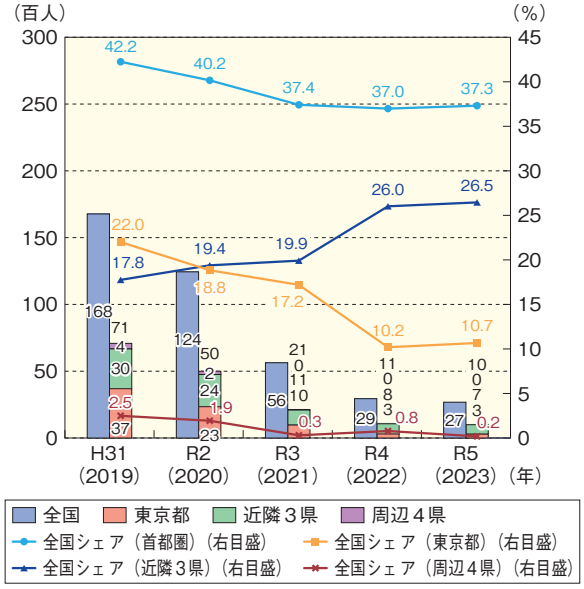

資料：「保育所等関連状況取りまとめ」（こども家庭庁）を基に国土交通省国土政策局作成

（２）高齢者参画社会の構築、障害者の活躍促進及びユニバーサル社会の実現

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）に基づき、市区町村は、旅客施設を中心とした地区や高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区において面的・一体的なバリアフリー化の方針を示す移動等円滑化促進方針（以下「マスタープラン」という。）及び同様の地区における旅客施設、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化に関する事業等を記載した基本構想を作成するよう努めることとされている。

令和２(2020)年にとりまとめられたバリアフリー法に基づく整備目標（令和７(2025)年度までの概ね５年間）では、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進していく観点から、地方部を含めたバリアフリー化や聴覚障害及び知的･精神･発達障害に係るバリアフリー、マスタープラン・基本構想の作成、「心のバリアフリー」の推進に留意されている。首都圏においては、令和４(2022)年度末時点で、マスタープランについては９市区、基本構想については首都圏の市区町村の約28％にあたる97市区町が作成しており、整備目標の達成に向け、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化に取り組んでいる（図表1-37）。

図表1-37　バリアフリー基本構想の作成市区町村の割合

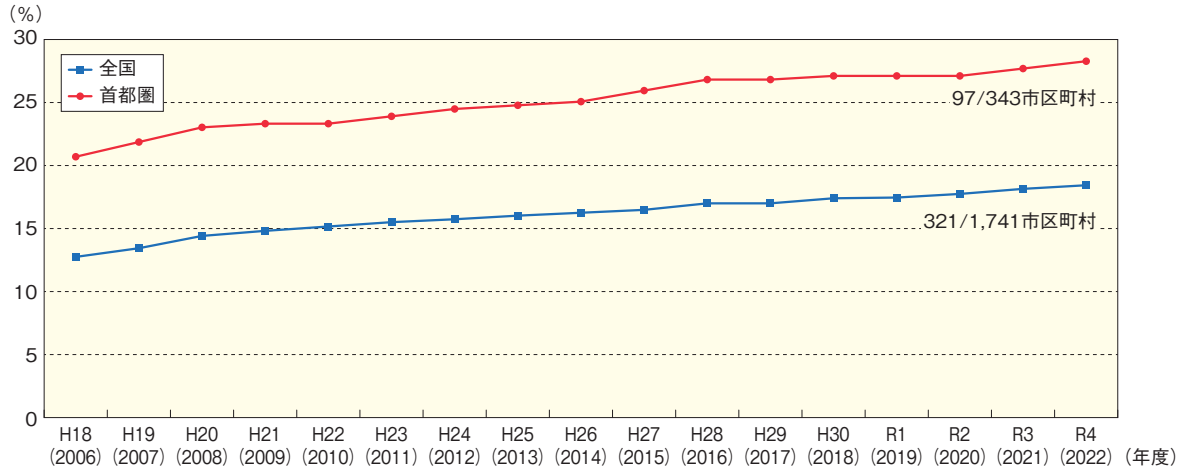

注１：バリアフリー法の施行日（平成18(2006)年12月20日）以前は、旧交通バリアフリー法に基づく基本構想の作成市区町村数による。
注２：市区町村割合は、平成30(2018)年10月１日時点の市区町村数で計算している。
資料：「基本構想作成市町村一覧」（国土交通省）を基に国土交通省国土政策局作成